

## 施設・性能基準

表 1

区分 航路標識の種類	塗色及び構造（形状、強度等）	灯質、光度、吹鳴周期等	付属施設	備考
灯台	<p>1 塗色 (1) 塗色は、別記 3 - 1「灯色及び塗色の規格」に適合するとともに、別記 3 - 2「塗色及び灯質の選定標準」によるものであること。 (2) 塗色の塗分けは、別記 3 - 3「塗色の塗分け方法」によるものであること。</p> <p>2 構造 (1) 形状 形状は、塔形又は柱形とし、十分な昼標効果を有するものであること。 (2) 強度 自重、波圧力、風圧力及び地震力等に十分耐え得るものであること。</p>	<p>1 灯質 別記 3 - 1「灯色及び塗色の規格」及び別記 3 - 4「灯質（光り方）の規格」に適合するとともに、別記 3 - 2「塗色及び灯質の選定標準」によるものであること。</p> <p>2 光度 15カンデラ以上</p>	<p>1 レーダー反射器 別記 3 - 5「レーダー反射器の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>2 音響信号器 通常音達距離は全方向に 0.5 海里以上 2 海里未満であること。 〔別記 3 - 6 による発音周波数と音圧レベル（C 特性）との関係表から求める。〕</p>	<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記 3 - 7「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 灯質は、付近の航路標識と紛らわしくないものを選定すること。</p> <p>3 音響信号の吹鳴周期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。</p> <p>4 付属施設は必要に応じ備えること。</p> <p>5 塗色の誤認を生じない範囲で、名称又はその一部及び管理者名を標体に表示することができる。</p>
灯標	<p>塗色及び構造（形状）は、「浮標式告示」に準拠するものであるほか次のとおりのものであること。</p> <p>1 塗色 灯台に同じ。</p> <p>2 構造 (1) 頭標の大きさ等 イ 寸法は、別記 3 - 8「頭標の寸法」に示すとおりのものであること。 ロ 取付け位置</p>	<p>1 灯質 浮標式告示に定めるところによるほか、別記 3 - 1「灯色及び塗色の規格」及び別記 3 - 4「灯質（光り方）の規格」に適合するとともに、別記 3 - 2「塗色及び灯質の選定標準」によるものであること。</p> <p>2 光度 15カンデラ以上</p>	灯台に同じ。	<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記 3 - 7「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 灯質は、付近の航路標識と紛らわしくないものを選定すること。</p> <p>3 新たな危険物（沈船に限る。）を標示することを目的として設置する場合の標</p>

	<p>は、原則として標体の中心の上部とする（頭標の底部と標体頂部又は灯ろう頂上部の間に、少なくとも 30 センチメートル以上の間隔を設けること。）。</p> <p>2 強度 灯台に同じ。</p>			<p>識の種別は、原則として方位標識とする。</p> <p>4 音響信号の吹鳴周期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。</p> <p>5 付属施設は必要に応じ備えること。</p> <p>6 塗色の誤認を生じない範囲で、名称又はその一部及び管理者名を標体に表示するものとする。</p>
立標	灯標に同じ。		灯台に同じ。	<p>1 音響信号の吹鳴周期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。</p> <p>2 付属施設は必要に応じ備えること。</p> <p>3 塗色の誤認を生じない範囲で、名称又はその一部及び管理者名を標体に表示するものとする。</p>
灯浮標	<p>塗色及び構造（形状）は、「浮標式告示」に準拠するものであるほか次のとおりのものであること。</p> <p>1 塗色 灯台に同じ。</p> <p>2 構造</p> <p>(1) 頭標の大きさ等 灯標に同じ。</p> <p>(2) 標体 十分な昼標効果を有するものであること。</p> <p>(3) 強度 標体、鉄鎖及び沈錘は、設置する海域の風浪等に十分耐え得るものであること。</p>	灯標に同じ。	灯台に同じ。	灯標に同じ。
浮標	灯浮標に同じ。		灯台に同じ。	立標に同じ。
導灯	<p>1 塗色 灯台に同じ。</p> <p>2 構造</p> <p>(1) 形状 イ 頭標</p>	<p>1 灯質（導灯に限る。） 灯台に同じ。</p> <p>2 側感度 別記 3 - 9 による</p>		<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記 3 - 7「光波標識用機器性能基準」に適合す</p>

導標	<p>二灯（標）一線が容易に見出せるものであること。</p> <p>□ 標体 塔形又は柱形とし、十分な昼標効果を有するものであること。</p> <p>(2) 強度 灯台に同じ。</p>	側感度が当該海域の状況に適合したものであること。		<p>るものであること。</p> <p>2 灯質は、付近の航路標識と紛らわしくないもので、視認し易いものを選定すること。</p>
指向灯	灯台に同じ。	<p>1 灯質 灯台に同じ。</p> <p>2 有効な指向特性及び光度を有するものであること。</p>		<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記3-7「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 指向灯設置時及び設置後定期的に光軸方向を確認するためのトランシットを備えること。</p>
照射灯	灯台に同じ。	<p>1 灯質 灯台に同じ。</p> <p>2 有効な発散角性及び光度を有するものであること。</p>		<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記3-7「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 被照射体に対する照射効果を高めるため照射点に構造物（標柱）を設置することができる。</p> <p>なお、この場合の標柱の塗色は原則として白色とする。</p>
沖合	<p>シーバース（ドルフィン式）灯又は石油掘削塔灯等 大規模な構造物を示す標識灯</p>	<p>1 灯質 (1) 灯色 原則として白 (2) 光り方 モールス符号光 U(・・・) (周期8秒以上15秒以内)</p> <p>2 光度 (1) 本灯 原則として1400カンデラ以上 (2) 副灯 15カンデラ以上</p>	<p>1 レーダー反射器 灯台に同じ。</p> <p>2 音響信号器 (1) 通常音達距離 必要な方向に0.5海里以上2海里未満であること。</p> <p>別記3-6による発音周波数と音圧レベル(C特性)との関係表から求める。</p> <p>(2) 吹鳴周期 モールス符号U</p>	<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記3-7「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 本灯は、おおむね平均水面上6メートルから30メートルまでの高さの位置に設置し、全周から視認できるものであること。</p> <p>ただし、施設の構造上全周から視認できるように設置し難</p>

<p>構造物（鉄鎖等で固定されたものを含む。）を示す標識灯</p>				<p>音（周期 30 秒以内）</p>	<p>い場合は、構造物の状況に応じて複数の灯火を一群として本灯とすることができるものとし、この場合の灯質は、原則として同期させ、かつ、各灯火の高さは同一とするものとする。</p> <p>3 複数の構造物が近接している場合で個々の構造物に標識灯を設置しなくとも船舶航行の安全が確保されると認められるときは、全体を1個の構造物とみなすことができるものとする。</p> <p>4 副灯は、構造物の規模に応じ適宜設置し、光り方は、本灯と同期させること。</p> <p>5 音響信号の吹鳴周期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。</p> <p>6 付属施設は必要に応じ備えること。</p>
	<p>シーバース（ブイ式）灯又は波浪観測塔灯等 小規模な構造物を示す標識灯</p>		<p>1 灯質 (1) 灯色 原則として白 (2) 光り方 モールス符号光 U ( · · - ) ( 周期 8 秒以上 1 5 秒以内 ) 2 光度 1 5 カンデラ以上</p>	<p>大規模な構造物を示す標識灯に同じ。</p>	<p>1 灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記 3 - 7 「光波標識用機器性能基準」に適合するものであること。</p> <p>2 音響信号の吹鳴周期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。</p> <p>3 付属施設は必要に応じ備えること。</p>
<p>橋</p>	<p>[ 橋梁標 ] 1 塗色 イ 左側端標 緑色 ロ 右側端標 赤色 ハ 中央標 赤白 縦じま（白地に赤縦帯二本以上） 2 構造 (1) 形状（及び大き</p>	<p>[ 橋梁灯 ] 橋梁灯の灯質、光度等は、別記 3 - 10 橋梁灯の光度、明弧及び光り方によるほか、次の 1 灯質 (1) 灯色 イ 左側端灯 緑</p>	<p>大規模な構造物を示す標識灯に同じ。</p>	<p>1 橋梁標識の構成等については、別記 3 - 11 によること。</p> <p>2 橋梁灯にあっては、灯具、制御装置及び電源装置の規格及び性能は、別記 3 - 7 「光波標識用機器性能基準」に適合</p>	

梁 橋 標 識	橋 梁 燈	さ) イ 左側端標 正方形(一辺 0.6メートル以 上) ロ 右側端標 正三角(一辺 0.7メートル以 上) ハ 中央標 円形(直径 1.1メートル以 上) 2 強度 灯台に同じ。	光 ロ 右側端灯 赤 光 ハ 中央灯 白 光 ニ 橋脚灯 黄 光 (2) 光り方 イ 側端灯 不動光、等明 暗光、単閃光、 群閃光又はモー ルス符号光(U を除く。) ロ 中央灯 不動光、等明 暗光、モールス 符号光A又は長 閃光(毎10秒に 1長閃光) ハ 橋脚灯 不動光、単閃 光、群閃光又は モールス符号光 (A及びUを除 く。) 2 光度 15カンデラ以上		するものであるこ と。
	霧 信 号 所	自重、波圧力、風圧 力及び地震力等に十分 耐え得るものであるこ と。	1 吹鳴周期 60秒以内 2 通常音達距離 通常必要な方向に 2海里以上の音達距 離を有すること。 (別記3-6によ る発音周波数と 音圧レベル(C 特性)との関係 表から求める。) 3 自動霧探知装置 視程が2海里以下 のとき作動するこ と。		吹鳴周期は、付近の 航路標識と紛らわしく ないもので、聴取し易 いものを選定するこ と。

表2

区分 航路 標識 の種別	構 造	通常方位測定区域 (有効範囲)	周波数範囲	備考
無 線 方 位 信 号	自重、波圧力、風圧 力及び地震力等に十分 耐え得るものであるこ	通常方位測定区域 (有効範囲)は設置目 的及び利用する船舶の	周波数範囲は船用レ ーダー(9340~9470, 5470~5650若しくは	1 電波法等の諸規定 に適合するものであ ること。

所	と。	態様に適合するもので あること。	2900 ~ 3100MHzを使用 した)により受信でき るものであること。	2 レーダービーコン の符号は、長線から 始まるものであるこ と。
---	----	---------------------	--	--

表3

区分 航路 標識 の種別	情報収集用設備	情報提供用設備	備考
船舶通 航信号 所	レーダー、テレビカメラ、無線電 話、無線電信又は電話等を用い、付 近海域の船舶交通の安全上有効な気 象及び船舶のふくそう状況等の環境 に関する情報を十分把握できるもの であること。	無線電話、無線電信、電話、 信号灯又は電光表示板等を用 い、利用船舶に対して迅速かつ 的確に情報を提供できるもので あること。	電波法等の諸規定に 適合するものであるこ と。